

- 変更許可に該当しない場合でも、次のような変更が生じたときには、10 日以内（登記事項証明書の添付を要する届出については、30 日以内）に変更届出書を提出する必要があります。

【変更届出書提出の対象となるもの】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の一部を廃止したとき（取り扱う産業廃棄物の一部品目の廃止、積替え保管の廃止）。 ・ 個人の住所又は法人の本店所在地に変更が生じたとき。 ・ 氏名（個人）又は法人の名称に変更が生じたとき。 ・ 許可を受けた者が個人の場合で、政令で定める使用人に変更が生じたとき。 ・ 許可を受けた者が法人の場合で、その法人の代表者、役員、株主等又は政令で定める使用人に変更が生じたとき。 ・ 事業の用に供する施設（運搬車両・船舶）に変更が生じたとき。 ・ 政令市の積替え許可の有無に変更があったとき。

- 変更届出書の提出は、郵送でも可能です。副本の返送が必要な場合は、返送用封筒（副本の重さに見合った切手を貼付）を同封してください。また、事前の予約は不要です。
- 本店住所の変更や代表者変更等、許可証の書換えを伴うような変更届出書を提出する場合は、副本用とは別に許可証送付用のレターパックプラスか、470円（クリアファイルでの郵送希望の場合は、クリアファイルをご用意いただいた上で490円）分の切手（いずれも令和5年10月以降分料金・簡易書留代含む。）を貼付したA4封筒を同封してください。
- 届出先の窓口は下図をご確認ください。

住所〔個人〕 本店所在地〔法人〕	申請窓口 連絡先
横浜市、川崎市、 神奈川県外	環境農政局 環境部 資源循環推進課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎） TEL (045)210-1111 内線 4161~4165 FAX (045)210-8845
横須賀市、鎌倉市、 逗子市、三浦市、 葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19（県横須賀合同庁舎） TEL (046)823-0210（代表） FAX (046)824-2459
相模原市、厚木市、 大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒243-0004 厚木市水引2-3-1（県厚木合同庁舎） TEL (046)224-1111（代表） FAX (046)225-5218
平塚市、藤沢市、 茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1（県平塚合同庁舎） TEL (0463)22-2711（代表） FAX (0463)24-3608
小田原市、南足柄市 中井町、大井町、 松田町、山北町、 開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1（県小田原合同庁舎） TEL (0465)32-8000（代表） FAX (0465)32-8111

【変更届出書添付書類一覧】

以下の区分に従い、添付書類と併せて、変更届出書（産業廃棄物の場合は6ページの様式、特別管理産業廃棄物の場合は、7ページの様式）を提出してください。

※ 行政書士が書類を作成した場合は、行政書士法施行規則の規定に基づき、**変更届出書の余白に記名して職印を押印**してください。また、許可証の書換えを伴う変更届で、書換え後の許可証の受け取り人が行政書士の場合は、その旨の**委任状**も提出してください。

【運搬施設等に関する変更】			
項目	変更事項	<input checked="" type="checkbox"/> 添付書類	備考
1	運搬車両	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 運搬車両（船舶）一覧表（参考様式） <input type="checkbox"/> 自動車検査証記録事項の写し（増車分のみ）（※） （※）車検証が電子化される以前の車両については、従来どおり車検証の写しを添付してください。 <input type="checkbox"/> 運搬車両写真（第6面）（増車分のみ）〔施行規則様式第六号の二〕	<p>●許可申請と併せて変更届を提出する場合も添付書類は省略できません。</p> <p>●運搬車両（船舶）一覧表の参考様式は、県ホームページから取得できます。</p> <p>●使用船舶が自己所有船以外の場合、裸傭船契約書又は定期傭船契約書の写しも必要です。なお、定期傭船契約については、以下の2つの条件が必要です。</p> <p>①傭船者は、船主から本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権の譲渡を受けており、船長及び乗組員に対する産業廃棄物の海上運搬等に係る指揮監督を行い、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うものとする。</p> <p>②海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うものとする。</p>
2	運搬船舶 ◎運搬に船舶を使用する場合は、提出書類等について確認させていただくため、提出前に一度ご連絡ください。	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 運搬車両（船舶）一覧表（参考様式） <input type="checkbox"/> 船舶検査証書の写し（増船分のみ） <input type="checkbox"/> 運搬船舶写真（第6面）（増船分のみ）〔施行規則様式第六号の二〕	

【本店住所や役員等の変更】			
項目	変更事項	<input checked="" type="checkbox"/> 添付書類	備考
1	法人の名称	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の写し <input type="checkbox"/> 届出者（法人）の登記事項証明書	<p>●許可申請と併せて変更届出書を提出する場合も添付書類は省略できません。</p> <p>●住民票は、本籍が記載されており、マイナンバーの記載がないものを、外国人の住民票は国籍・地域が記載されたものを提出してください。</p> <p>●法人の登記事項証明書は、全部事項証明書(履歴事項証明書)に限ります。</p> <p>●役員・株主等に関する新旧対照表の参考様式は、県ホームページから取得できます。</p> <p>●誓約書は神奈川県知事宛としてください。</p> <p>●「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」が令和2年12月28日に施行されたことにより、誓約書の実印の押印が不要になりました。</p> <p>●改正廃棄物処理法及び同法施行規則が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、神奈川県では「登記されていないことの証明書」の提出が不要になりました。</p> <p>●新たに就任した者が、既に県で登録されていた場合（例：役員として県に登録されていた者が株主に新たに就任した場合）、その者についての住民票及び誓約書の提出は不要です。</p>
2	個人事業主の氏名	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 届出者（個人）住民票（本籍又は国籍・地域記載）	
3	法人の本店所在地	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 届出者（法人）の登記事項証明書	
4	個人事業主の住所	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 届出者（個人）住民票（本籍又は国籍・地域記載）	
5	役員（代表者変更の場合を含む。）	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 誓約書（第10面）〔施行規則様式第六号の二〕 <input type="checkbox"/> 届出者（法人）の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票（本籍又は国籍・地域記載） <input type="checkbox"/> 役員・株主等に関する新旧対照表（参考様式） ※誓約書・住民票は、新たに役員に就任した者についてのみ必要（取締役が代表取締役になる等、役職名の変更のみである場合は不要）	
6	株主・出資者	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 誓約書（第10面）〔施行規則様式第六号の二〕 <input type="checkbox"/> 株主・出資者が個人の場合は住民票（本籍又は国籍・地域記載）、法人の場合は法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員・株主等に関する新旧対照表（参考様式） ※誓約書・住民票は、新たに株主となった者についてのみ必要	

項目	変更事項	<input checked="" type="checkbox"/> 添付書類	備考
7	政令使用人	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 誓約書（第10面） （施行規則様式第六号の二） <input type="checkbox"/> 住民票（本籍又は国籍・地域記載） <input type="checkbox"/> 役員・株主等に関する新旧対照表 （参考様式） ※誓約書、住民票は、新たに政令使用人に就任した者についてのみ必要	

- 個人事業主の申請で、法定代理人の該当がある場合は、別途担当窓口までお問い合わせください。
- 成年後見人が選任されていない旨の登記事項証明書は、提出不要です。

【その他の変更】			
項目	変更事項	<input checked="" type="checkbox"/> 添付書類	備考
1	取扱品目の廃止	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し	
2	政令市の積替・保管許可取得又は廃止	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し <input type="checkbox"/> 政令市の許可証の写し （新たに取得した場合）	
3	石綿含有産業廃棄物（汚泥）の追記	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し	

【廃止届】			
項目	変更事項	<input checked="" type="checkbox"/> 添付書類	備考
1	事業の廃止	<input type="checkbox"/> 既得の許可証の原本	

【廃止届出書・変更届出書の提出に関する注意事項】

- 廃止届（収集運搬業の廃止）の場合は、廃止届出書と現許可証（原本）を提出してください。
- 変更届出書を提出するときには、現許可証の写しを必ず添付してください。
- 住民票や登記事項証明書、納税証明書等の公的な書類は、届出書の提出日前3か月以内に発行されたものに限ります（コピー不可）。しかし、更新又は変更許可申請と同時に変更届出書を提出する場合は、変更届出書にはコピーを添付書類として差し支えありません。
- 産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の変更届出書を同時に提出する場合は、登記事項証明書、住民票、納税証明書等の公的な書類は、片方の届出書類に添付すれば、もう一方の届出書類では添付を省略して差し支えありません。車両の写真、自動車検査証記録事項（又は車検証）の写し等で、相互に共通するものについても同様です。

届出・参考様式及び記載例

	様式名	該当ページ	記載例
1	産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	6	12
2	特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	7	
3	役員・株主等に関する新旧対照表（参考様式）	8	13,14
4	運搬車両（船舶）一覧表（参考様式）	9	15
5	運搬車両（船舶）の写真（事業計画書第6面）	10	16
6	誓約書（事業計画書第10面）	11	17

様式第十一号(規則第十条の十関係)

産業廃棄物処理業^{廃止}届出書
変更

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

届出者 〒
住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
ファミリ

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る

以下の事項について^{廃止}変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式のすべての例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第十七号(規則第十条の二十三関係)

特別管理産業廃棄物処理業 ^{廃止} 届出書 変更		
令和 年 月 日		
神奈川県知事 殿		
届出者 干 住 所		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 ファクシミリ		
年 月 日付け第	号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る	
以下の事項について ^{廃止} 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において 準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容(規則第10条の23 第1項第2号に掲げ る事項を除く。)		
変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
廃止又は変更の理由		
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日)以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式のすべての例により作成した書面を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)

(参考様式)

1 役員・株主等に関する新旧対照表

新			旧		
役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考

2 新たに就任した者の氏名・生年月日・役職・本籍・住所

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(注) 「役員・株主等に関する新旧対照表」は、役員や株主等の就任・継続・退任が分かるように全員について記載し、①法人の登記事項証明書(役員の変更、法人が新たに株主になった場合に必要。履歴事項全部証明書を添付)②新たに就任した者の住民票③誓約書を添付してください。

(変更届用参考様式)

運搬車両（船舶）一覧表

No.	自動車登録番号 (船舶は船名及び登録（又は識別）番号)	付 帯 設 備	区 分
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止

(注1) 「自動車登録番号（船舶は船名及び登録（又は識別）番号）」欄は、自動車検査証（船舶検査証書）に記載されているとおり記入してください。

(注2) 「付帯設備」欄は、クレーン設備、保冷設備等がある場合に記入してください。なお、保冷設備の場合は、材質、厚さを併せて記入してください。

(注3) 「区分」欄は、新たに追加した車両は「新規」を、従前から使用している車両は「継続」を、使用しなくなった車両は「廃止」を○で囲ってください。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号				
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 			
	側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 		<p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>
		撮影	年	月

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃止届には許可証の原本
変更届には許可証の写し
の添付が必要です。

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

令和5年9月1日

神奈川県知事 殿

特別管理産業廃棄物処理業
の場合は、様式第十七号(規
則第十条の二十三関係)(P
96)を使用してください。

許可証に記載され
ている「許可の年月
日」の日付を記載し
てください。

許可証の右上に記
載されている神奈
川県の許可番号を
記載してください。

届出者 株式会社 神奈川 金太郎
住所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1
氏名 株式会社 神奈川 金太郎
代表取締役 神奈川 金太郎
電話番号 046-224-1111
ファクシ 046-225-5218

令和3年2月20日付け第01400000001号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る
以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において
変更 準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

神奈川県指令〇〇号 許可番号 01400000001
産業廃棄物収集運搬業許可証
住所 〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇〇
廃棄物の処理及び〜(略)〜証する。
神奈川県知事 〇〇 〇〇
許可の年月日 令和3年2月20日
(初回許可年月日 平成28年2月20日)
許可の有効年月日 令和8年2月19日

新	旧
①車両の変更(別紙のとおり)	①車両の変更(別紙のとおり)
(規則第十条の10第1項第2号に掲げる事項)	
に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	

車両の変更の場合は、参考様
式(運搬車両(船舶)一覧表)
に変更内容を記載してくださ

名	称	住	所
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			

(ふりがな) 氏名	生 年 月 日 役 職 名 ・ 呼 称	本 籍 住 所
②役員の変更 (別紙のとおり)	役員や株主等の変更の場合は、このように記載した上で、別紙の新 旧対照表(参考様式)に変更内容を記載してください。	

廃止又は変更の理由

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式のすべての例により作成した書面を添付すること。

(参考様式)

役員変更の記載例

1 役員・株主等に関する新旧対照表

新			旧		
役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考
代表取締役	神奈川 金太郎	就任	代表取締役	県央 太郎	退任
取締役	神奈川 春子		取締役	神奈川 春子	
監査役	神奈川 花子		監査役	神奈川 花子	

新旧ともに継続者を含め全員記入して下さい。

2 新たに就任した者の氏名・生年月日・役職・本籍・住所

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
かながわ 神奈川 きんたろう 金太郎	平成7年1月7日	神奈川県横浜市〇〇区〇〇町一丁目2番3号
	代表取締役	神奈川県横浜市〇〇区〇〇町二丁目3番

(注) 「役員・株主等に関する新旧対照表」は、役員や株主等の就任・継続・退任が分かるように全員について記載し、①法人の登記事項証明書（役員の変更、法人が新たに株主になった場合に必要。履歴事項全部証明書を添付）②新たに就任した者の住民票③誓約書を添付してください。

(参考様式)

株主変更の記載例

1 役員・株主等に関する新旧対照表

新			旧		
役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考
株主 (50%)	神奈川 金太郎	就任	株主 (50%)	県央 太郎	退任
株主 (30%)	神奈川 春子		株主 (30%)	神奈川 春子	
株主 (20%)	神奈川 花子		株主 (20%)	神奈川 花子	

新旧ともに、発行済株式総数の5%以上の株式を保有する者について継続者を含め全員記入して下さい。

2 新たに就任した者の氏名・生年月日・役職・本籍・住所

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
かながわ きたろう 神奈川 金太郎	平成7年1月7日	神奈川県横浜市〇〇区〇〇町一丁目2番3号
	株主	神奈川県横浜市〇〇区〇〇町二丁目3番

(注) 「役員・株主等に関する新旧対照表」は、役員や株主等の就任・継続・退任が分かるように全員について記載し、①法人の登記事項証明書(役員の変更、法人が新たに株主になった場合に必要。履歴事項全部証明書を添付) ②新たに就任した者の住民票③誓約書を添付してください。

(変更届用参考様式)

運搬車両 (船舶) 一覧表

車両の増減が分かるように、「新規」「継続」「廃止」の車両を全て記載してください。

No.	自動車登録番号 (船舶は船名及び登録 (又は識別) 番号)	付 帯 設 備	区 分
1	横浜 100 あ 1234		新規 ・ 継続 ・ 廃止
2	横浜 100 い 2345		新規 ・ 継続 ・ 廃止
3	横浜 100 う 3456		新規 ・ 継続 ・ 廃止
4	川崎 800 あ 4567	登録車両を把握するために、継続車両についても必ず全て記載してください。	新規 ・ 継続 ・ 廃止
5	川崎 800 い 5678		新規 ・ 継続 ・ 廃止
6	川崎 400 あ 6789		新規 ・ 継続 ・ 廃止
7	相模 400 い 7890		新規 ・ 継続 ・ 廃止
8	相模 480 え 8901		新規 ・ 継続 ・ 廃止
9	湘南 480 う 9012		新規 ・ 継続 ・ 廃止
10	湘南 480 う 1234		新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止
			新規 ・ 継続 ・ 廃止

(注1) 「自動車登録番号 (船舶は船名及び登録 (又は識別) 番号)」欄は、自動車検査証 (船舶検査証書) に記載されているとおり記入してください。

(注2) 「付帯設備」欄は、クレーン設備、保冷設備等がある場合に記入してください。
 なお、保冷設備の場合は、材質、厚さを併せて記入してください。

(注3) 「区分」欄は、新たに追加した車両は「新規」を、従前から使用している車両は「継続」を、使用しなくなった車両は「廃止」を○で囲ってください。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号

横浜 100 あ 1234

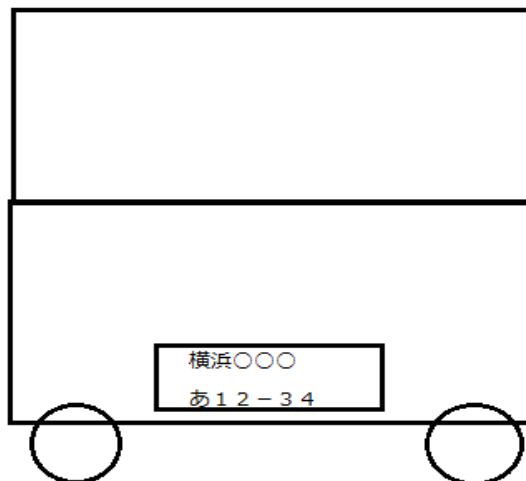
前
面
写
真

写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項

- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

運搬車両がトレーラの場合、「前面写真」欄には後方からの写真を添付してください。



側
面
写
真

注意事項

- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
- ・名称等の車体の表示が確認できること

含水汚泥を水密仕様の車両に積載する場合、パッキン等水密機構が分かる写真（任意様式）を別途提出してください。

既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。

車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。



日付の記載を忘れずをお願いします。

撮影

令和3年3月1日

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和5年9月1日

神奈川県知事 様

申請者

住所 神奈川県厚木市水引2-3-1

氏名 株式会社県央商事
代表取締役 神奈川 金太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

法人の場合は、法人名と代表者の
役職、氏名を記入してください。